○国土交通省告示第千四百十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

第一第二号中「照明器具内の電線」の下に「（次号ロに掲げる電線を除く。）」を加える。

第一中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。

イ　差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。

ロ　ソケットから差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとすること。

ハ　予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

第二第三号中三「一に」を「いずれかに」に改める。

第二に次の一号を加える。

五　照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならない。この場合において、前各号の規定は適用しない。

第三第一号に次のただし書を加える。

ただし、照明器具内に予備電源を有する場合は、この限りでない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三一㈠の項を次のように改める。

㈠	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号の規定に適合しないこと。
		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセントが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。

3　建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（平成二十八年国土交通省告示第千百八十号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第三一㈠の項㈡の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一イ、ロ、ハ又はニ」を「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号」に改め、同表三㈢の項㈥の欄」を「別表第三三㈢の項㈥の欄」に改める。

○国土交通省告示第千四百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－591号	防火戸（B15級）	MS－B15－6	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地

○国土交通省告示第千四百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第S－60号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝34dB）	MS－B15－6A	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第S－61号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝33dB）	MS－B15－6B	〃	〃
第S－62号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝34dB）	MS－B15－6C	〃	〃
第S－63号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝34dB）	MS－B15－6D	〃	〃
第S－64号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	MS－B15－6E	〃	〃
第S－65号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝33dB）	MS－B15－6F	〃	〃
第S－66号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	MS－B15－6G	〃	〃
第S－67号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	MS－B15－6H	〃	〃